

政令第 号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十

二号）第二条第十号イ及び第十一号ロの規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十
四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十一億円」を「十一億二千万円」に改める。

第二条中「八千八百六億二千二百二十万四千元」を「九千百一億千四百四十一万八千元」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

最近におけるタンカーに係る保険契約の保険金額の水準等に鑑み、特定損害保険契約の保険金額の下限等を改める必要があるからである。